

イギリス福祉国家におけるハウジング研究の射程  
——ヴィクトリア時代・大戦間期における「住居管理」に注目して——

栗原 真史（一橋大学大学院社会学研究科修士課程）

「住宅」という対象は、市場あるいは国家において単に独立した商品として交換・分配されるだけでなく、資本主義的生産様式や社会的地位秩序といった社会関係のなかにしっかりと埋め込まれたモノとして研究する必要がある。本報告では、そのようなモノとしての住宅を、イギリスの住宅事情に関するハウジング研究の豊富な先行研究のなかに位置づけ、社会関係が固有の仕方で表出する場としての住宅の性格を示すことを試みる。その際、19世紀後半の民間セクターによる住宅供給と、20世紀前半の行政セクターによる公営住宅供給における借家人一家主関係を軸として、住宅というモノを通じた社会関係の「調整」と「再生産」の局面を焦点化することとする。

本発表が注目するのは、ヴィクトリア朝中期以降のイギリスにおける「住居管理 housing management」をめぐる動向である。イギリスにおける近代的な住居管理は、単なる住宅の物的水準の維持・管理や住宅経営に留まらず、多様な活動領域をもつことを特徴としており、その起源は、ナショナル・トラスト運動の創設者として知られるオクタヴィア・ヒルの非営利活動にある。ヒルの住居管理は、労働者階級、低所得層を対象に、借家人の住居の状態と道徳的状态を互いに関連したものとして扱い、その双方の改善を目指す。ヒルは、一方で当時の政府によるスラム・クリアランスに批判的であり、労働者階級の住宅問題を適切な住居管理を通じて解決すべきものと考えた。しかし、他方で、この管理方式は、定期的な家賃の徴収や、借家人自身による清掃・修繕といった義務を各自が完全に果たすような借家人一家主の「申し分のない satisfactory」関係を要請する厳格な側面を合わせもつものである。このオクタヴィア・ヒル方式を母体として、イギリスにおける住居管理は、民間家主、地方自治体（カウンシル）、中間団体（慈善事業トラスト、ハウジング・アソシエーション etc.）といった多様な担い手を通じて、借家一家主関係のなかでイギリスの社会的秩序を「調整」し「再生産」しながら、揺れ動く。1919年アディソン法以降、地方自治体が大量の公営住宅供給を担うようになるが、そこでもやはり労働者階級を対象とする公的住居管理において、新たな借家一家主関係の要請が見出されることとなるのである。

近年のイギリス福祉国家に関する議論は、「福祉の複合体 Mixed Economy of Welfare」史観に基づき、多元的な視点から19世紀における自由放任主義と20世紀における福祉国家との連続と断絶を指摘する。さいごに、こうしたエコノミーのなかに住居管理についての議論を導入することで、新自由主義のメルクマールとしてしばしば語られる1980年のサッチャー政権による公営住宅払い下げのもつ歴史的意味をあらためて問い直すための足がかりとしたい。